

自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

| | | | |
|---|--|---|---------------------|
| 制度の名称/ 自治基本条例の条 | 市民参画制度（第12・13・15条） | 担当部課名 | 総務局総務管理室 総務課法務担当 |
| 制度の目的 （誰に/何を/どうする） | 市民の市政への参画についての手続き等を定め、市民自治によるまちづくりに寄与すること。 | | |
| 関係条例等 | 明石市市民参画条例 | | |
| 制度の取組状況（主にH30年度以降の取組を記載） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画手続の運用状況の調査（毎年） ・市民参画推進会議の開催（令和4年度 6回開催/令和6年度 1回開催） ・タウンミーティングの開催（令和5年度～） ・職員への意識改革（令和5年度～） ・まるちゃんポストの設置（令和5年度～） ・市民参画条例の手続の周知・浸透のため、庁内通信の発行（令和5年度～） ・市民ファシリテーターの養成（令和6年度～） ・産官学との共創（令和6年度～） | | | |
| 取組の成果/効果 | | 取組の課題/制度に対する考え方 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・明石市市民参画推進会議の答申を踏まえ、ジェンダー平等の推進やインクルーシブ社会の実現に寄与するため、審議会等委員の選任基準について、男女比がいずれも委員総数の4割を下回らないようにすること、10人ごとに1人以上は障害者の委員とすること等の条例改正を行った（令和5年4月1日施行）。 ・令和5年度以降は、タウンミーティングやワークショップ等を様々なテーマ設定で定期的で開催することで、市民が市政により参画しやすい仕組みを構築し、シビックプライドの醸成につなげている。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画推進会議の答申において適正な市民参画手続の確保を求められたことから、局部長会議を通じて全職員へ当該確保の周知徹底を図るための文書を発出したほか、全ての職員に理解を促し、意識を高められるよう広報紙を作成し、定期的に庁内発信等を行った。 | |

検証（1）制度が社会情勢に適合しているか

| 制度に関連した社会情勢 | 左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか | 自己検証 | 横断的検証 | 市民検証 |
|--|--|------|-------|------|
| <p>地方分権の進展や市民ニーズが多様化する中で、1人1人の市民の声を聞き、市民が市政に参画するための制度が求められる。</p> <p>また近年、SDGsやインクルーシブの推進など国際的な社会情勢がある中で、本市においても、これらの理念を反映した市政運営を行っている。</p> | <p>左記の社会情勢を鑑み、各施策において、市民参画の推進を図るとともに、上記の通り、条例改正を行った。</p> | ○ | ○ | |

検証（2）本市にふさわしい制度か

| | 自己検証 | 横断的検証 | 市民検証 |
|--|------|-------|------|
| <p>自治基本条例で市民を明石の自治を担う主体と位置づけ、市民自治によるまちづくりを推進する本市にとって、市民の市政への参画の機会を保障する制度は、その目的を実現するための根幹となるものである。</p> <p>また、「全ての人にやさしいまちづくり」「SDGsの推進」「インクルーシブの推進」等をまちづくりの方針に掲げる本市の実情に応じ、条例改正するなど、本市にふさわしい基準も定めている。</p> | ○ | ○ | |

検証（３）制度が条例の基本原則に適合しているか

| 市政運営の基本原則 | 市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか (右記「自己検証」で「—」を選択した場合は記載不要) | 自己検証 | 横断的検証 | 市民検証 |
|------------------------------|--|------|-------|------|
| 1 参画と協働に基づくこと | 【補足】本制度が参画に基づく制度そのものであるため。 | — | — | |
| 2 公正で透明であること | 市民参画手続等を公表し、市民に広く周知した上で、市民参画手続の実施において、条例に規定された基準を達成していない場合は、その理由を公表することになっている。 | ○ | ○ | |
| 3 効果的で効率的であること | 施策の各段階に応じ、市民アンケートや審議会、意見公募手続などにより、市民参画により市民の声を聞くための機会を設定し、必要に応じ施策に反映させている。 | ○ | ○ | |
| 4 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと | 毎年、市民参画手続の実施状況の調査を行い、公表している。R 4年度は、市民参画推進会議にて、H28年度以降の実施状況等について評価をいただいたが、同会議の開催については一定期間のブランクが生じた。 | △ | △ | |

▶ 横断的検証（庁内検証会議）コメント

【検証３】

- ・市民参画制度について、職員が理解・共有できるよう更なる周知に努めてほしい。また、パブコメを行う際の公表方法の基準について、柔軟に選択ができるよう、市として最低限のルールを作って欲しい。
- ・幅広い世代に多様な方法で情報発信できるように、効果的な方法の検討をしてほしい。

前回の市民検証報告書の意見に対する各年度の取組状況

| 市民参画制度 | | |
|-----------------|---|---|
| 平成29年度 検証報告書の内容 | 平成30年度以降の市の考え方や取り組み・対応状況 | |
| 1 | <p>職員研修の実施や市民参画手続の実施状況の調査・取りまとめなど、庁内の意識啓発の取り組みは、内容を精査しながら今後も継続して行う必要がある。</p> | <p>毎年度、市の施策についての市民参画手続の運用状況等を取りまとめ、市ホームページにて公表している。</p> <p>庁内への意識啓発に係る取り組みについては、各階層別研修の市長講話で「対話と共創」の重要性に触れるとともに、令和6年度からは、職員ファシリテーターの養成に向け、「対話と合意形成」をテーマに職員改革セミナーを開催している。また、令和5年7月より全ての職員が目にするオンラインの庁内掲示板に、市民参画の意識を高められるよう定期的な庁内発信等を行っている。</p> |
| 2 | <p>地域組織によるまちづくりにおいても、多くの住民が参画して進められているが、行政としては、地域活動の中で出てくる課題に耳を傾けることが重要である。</p> | <p>地域課題については、コミュニティ・生涯学習課が校区まちづくり組織の支援のなかで把握に努めている。また、令和5年5月に多様な市民の声を幅広く聴くため、市民とつながる課を新設し、市内10か所以上に「市長へのおてがみ・まるちゃんポスト」を設置したほか、市長が率先して「子育て」や「地域」をテーマにしたタウンミーティングを行うなど、市民が市政に参画しやすい取り組みを進めている。</p> |
| 3 | <p>審議会によっては内容が専門的であるなど、一律に男女比率や公募委員比率の基準を当てはめることは難しい面もあるが、一般市民にはハードルが高いということだけで終わってはいけない。市民にとっての重要な問題を見極めながら、それぞれの比率向上に向けた工夫を行う必要がある。</p> | <p>明石市市民参画推進会議の答申を踏まえ、ジェンダー平等の推進やインクルーシブ社会の実現に寄与するため、審議会等委員の選任基準について、男女比がいずれも委員総数の4割を下回らないようにすること、10人ごとに1人以上は障害者の委員とすること等の条例改正を行った（令和5年4月1日施行）。</p> |
| 4 | <p>計画段階、あるいは素案をつくる段階からの参画については、案件により緊急度が違うという制約もあるが、できる限り早い段階から市民が意見を述べ、主体的に関わるという市民参画の精神を踏まえた対応を行う必要がある。</p> | <p>適切な時期での市民参画手続の実施については、施策等により異なってくるため、対象となる施策等の性質や市民生活に与える影響、関心度等を鑑み、適切な時期に、複数の適切な手法を併用し、市民参画手続を実施していく。</p> |

市民参画制度の概要

1. 市民参画制度について

「市民参画」とは、市が行う政策の立案や実施等の各段階で、市民が意見を反映させるため、主体的に関わることをいいます。

本市では、市民自治によるまちづくりに寄与するため、平成23年3月に明石市市民参画条例を制定し、市民参画について制度化しました。

(1) 市民参画手続の判断基準（条例第6条）

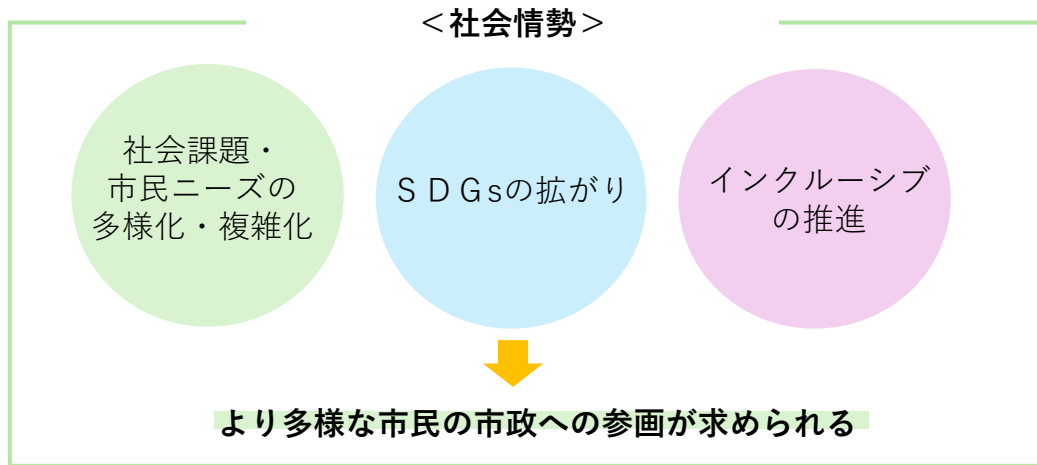
市長等は、政策に対する市民の関心や、政策が市民に与える影響を勘案し、必要に応じて市民参画手続を実施するものとされています（第1項）。

ただし、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度（総合計画や権利・義務に関する条例等）の策定・変更・廃止をするときは、市民参画手続の実施義務があります（第2項）。

(2) 市民参画手法（条例第11条～18条）

| 市民参画手法 | 手法の概要 | 特徴 |
|------------------|-----------------------------------|--|
| 意見公募手続 (パブコメ) | 広く市民からの意見を募集する。 | <ul style="list-style-type: none">● 誰でも参画できる● 最も活用されている手法 |
| 審議会等手続 | 公募市民を含めたメンバーにより、検討を行う会議。 | <ul style="list-style-type: none">● 多様な視点で、十分な協議ができる● 検討に一定の時間を要する |
| 意見交換手続 | 市民同士の自由な意見交換ができる集まり。 | <ul style="list-style-type: none">● 初心者でも参加しやすい● 市民同士で話し合える |
| ワークショップ 手続 | 意見交換・共同作業・体験学習等を通じて具体的な成果物を作る集まり。 | <ul style="list-style-type: none">● テーマに応じて、話し合う方法を工夫することができる |
| 公聴会手続 | 市民が公開の場で、公述人として、口頭で意見を述べる。 | <ul style="list-style-type: none">● 市民の意見を直接聞くことができる● 市民同士の情報共有ができる |
| 政策公募手続 | 市が政策案等の問題を提起し、市民から提案等を求める。 | <ul style="list-style-type: none">● 市民の知識・経験・創造性を活用することができる |
| その他手続 | アンケート、市民フォーラム等 | — |

【検証1】制度が社会情勢に適合しているか



ジェンダー平等の推進やインクルーシブ社会の実現に寄与するため、審議会等の委員の選任基準について、下記のとおり条例改正を行いました（令和5年4月1日施行）。

| | 条例改正後の内容 | 改正点 |
|--------|--|-----------------|
| 男女別の割合 | 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにすること。 | 改正前 3割 → 改正後 4割 |
| 多様性配慮 | 選任される者の多様性に配慮した上で、幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。 | 下線部を追記 |
| 障害者の参画 | 委員10人ごとに1人以上は、障害者の委員とすること。 | 新設 |

【検証1】本制度は、社会情勢に適合していると考えます。

【検証2】本市にふさわしい制度か

<市が掲げるまちづくりの方針>

SDG s 未来安心都市・明石

いつまでも

未来につながる
持続可能なまちに向けて

やさしいまち

安心のインクルーシブな
まちづくりを

すべての人に

年齢・性別・障害・
国籍などに関わらず、
誰一人取り残さない

いつまでも

みんなで

すべての
人に

やさしい
まち

みんなで

「対話」と「共創」で
進めます

2030年度に
住みやすいと思う人
100%

対話と共創のまちづくりを進めるための体制強化

対話で新たな価値観を
創出します！

❖ 市民とつながる課を新設（令和5年度）

市民の声を広く聴き、情報共有を図りながら共にまちづくりを進めるため、政策局に「市民とつながる課」を新設。タウンミーティングの開催やまるちゃんポストの設置（いずれも後述）のほか、市民同士や職員と市民の対話の場をさらに拡充するため、ファシリテーターの養成も行っています。

【ファシリテーターの養成】令和6年4月1日からファシリテーション担当職員を2名採用

市民ファシリテーターの養成

地域活動などの場面で、対話の場がさらに広がるよう、市民ファシリテーターを養成する連続講座を開催しています。

職員のファシリテーションスキルの養成

市民ファシリテーターの養成のほか、職員のファシリテーションスキル向上を図る研修も実施しています。

❖ 産官学共創課を新設（令和6年度）

産官学民、それぞれの強みや知恵を活かし、SDGsを推進するため、政策局に「産官学共創課」を新設。学校や企業等と連携協力協定を締結しているほか、民間提案制度（民間事業者から市民サービスの向上や地域経済の活性化等につながる事業を提案）も導入しました。

主な連携協力機関

神戸学院大学、明石高専、コープこうべ、
兵庫大学・兵庫大学短期大学部、
兵庫県立大学

民間提案制度で募集した主なテーマ

- 1 脱炭素・ごみの減量
- 2 まちの活性化
- 3 子ども・高齢者の見守り支援

【検証2】本制度は、本市にふさわしいと考えます。

【検証3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(2) 公正で透明であること

① タウンミーティング（令和5年度～） ※20回開催済み 延べ1,020人参加

市民一人ひとりの声を丁寧に聴く機会として、タウンミーティングを毎月実施しています。テーマごと・地域ごと・年代ごとに必要な情報を共有し、しっかり対話をして共に考える「積み重ね」により、幅広い市民が市政に参画できる機会を拡充するよう努めています。

| 回 | テーマ | 開催月 | 参加者数 |
|----|-----------------------|----------|------------|
| 1 | 障害者 | 5月 | 88人 |
| 2 | 子育て | 6月 | 51人 |
| 3 | 高齢者 | 7月 | 56人 |
| 4 | こども会議 | 8月 | 59人 |
| 5 | 若者会議 | 8月 | 49人 |
| 6 | 環境～ごみ減量～ | 9月 | 53人 |
| 7 | にぎわい | 10月 | 53人 |
| 8 | これからの協働 | 11月 | 62人 |
| 9 | 30・40・50代が語る 明石の未来 | 12月 | 42人 |
| 10 | 地域編① 明石エリア | 1月 | 31人 |
| 11 | 地域編② 魚住エリア | 2月 | 47人 |
| 12 | 地域編③ 朝霧エリア | 3月 | 60人 |
| 13 | 地域編④ 西明石エリア | 4月 | 52人 |
| 14 | 地域編⑤ 大久保エリア | 5月 | 68人 |
| 15 | 地域編⑥ 二見エリア | 6月 | 39人 |
| 16 | こども会議 (3回開催) | 7月 8月 | 延べ 131人 |
| 17 | 若者会議 | 9月 | 12人 |
| 18 | あかしの景観 | 10月 | 21人 |
| 19 | あかしの財政 | 11月 | 19人 |
| 20 | みんなの対話 | 12月 | 27人 |



【対話から生まれた取組例】

- ・ ふれあいの里など公共施設
55か所にクールスポットを設置
- ・ 市役所西庁舎に古紙回収専用
リサイクルBOX (Taco箱) を
設置
- ・ あかし1 DAYプレーパークの開催
など



【検証3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(2) 公正で透明であること

② まるちゃんポストの設置 (令和5年度～)

市民の声が市長に届く「市長へのおてがみ・まるちゃんポスト」を図書館等の公共施設(12か所)に設置。ご意見は市長自身が目を通し、市政運営を進める上で参考に使っています。



| 年度 | 意見数 |
|---------------|--------|
| 令和5年度(5月～3月) | 1,665件 |
| 令和6年度(4月～12月) | 1,147件 |

【市民の声から生まれた取組例】

延長保育料の料金を改正

延長保育料は利用回数に関わらず月額定額で運用されていましたが、負担のあり方についてご意見を受け、利用1回ごとの料金体系に変更しました。

婚姻記念撮影パネルの設置

婚姻届を提出されるお二人に、明石市での届出を思い出に残していただく婚姻記念撮影パネルを本庁舎2階ロビー及びあかし総合窓口を設置しました。



③ みんなでつくる財政白書の策定 (令和6年度～)

市の財政状況等を「見える化」し、市民と共有するため「みんなでつくる財政白書」を今年度中に策定予定。有識者や公募市民など、市民目線で話し合う検討会を設置し、多くの市民から平等にご意見を頂ける機会も設けています。

| 時期 | 検討会等の内容 |
|-----|-------------------------------|
| 5月 | 第1回検討会(市の財政状況の説明など) |
| 6月 | 第2回検討会(今後の収支見通し、策定方法に関する検討など) |
| 7月 | 第3回検討会(前半:公開討論会 後半:ワークショップ) |
| 8月 | 第4回検討会(たたき案の検討) |
| 10月 | 第5回検討会(財政白書案の検討) |
| 11月 | タウンミーティング(あかしの財政) |

※市民の声を広く聴くため意見受付フォームを作成し、検討期間中は「いつでも誰でも」意見を頂けるよう工夫もしています。

④ 市民参画手続の運用状況の公表 (毎年)

別紙参照

市民参画手続の運用状況を市HPで公表し、公正性と透明性の確保に努めています。

(2) 制度の公正・透明な運用に努めています。

【検証3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(3) 効果的で効率的であること

① 職員への意識改革（令和5年度～）

- 毎月の局部長会議における対話と共創のまちづくり等の市長方針の浸透
- 新規採用職員、昇格時の各階層別研修における市長講話
- 職員改革セミナーの開催



▲研修内で、職員のファシリテーションスキルも磨いています。

<各階層別研修での市長講話実績>

| 年度 | 研修名 | 対象者 | 受講者数 |
|-------|---------------|--------|------|
| 令和5年度 | 新規採用職員研修Ⅱ | 新規採用職員 | 60名 |
| | 新任係長フォローアップ研修 | 新任係長 | 36名 |
| | 新任課長フォローアップ研修 | 新任課長 | 38名 |
| 令和6年度 | 新規採用職員研修Ⅰ | 新規採用職員 | 72名 |
| | 新任主任研修 | 新任主任 | 40名 |
| | 新任係長研修 | 新任係長 | 40名 |
| | 新任課長研修 | 新任課長 | 33名 |

<職員改革セミナーの開催実績>

| 年度 | テーマ | 講師 | 受講者数 |
|-------|----------------------------------|--------------------------------------|-------|
| 令和5年度 | 市民と情報共有で進めるまちづくりーみんなの財政白書作成に向けてー | 安田女子大学教授 前和光市長 松本 武洋氏 | 380名 |
| | 脱炭素への挑戦ー脱炭素のまちづくりー | 環境省近畿地方環境事務所 環境対策課長兼地域脱炭素創生室長 福島 慶三氏 | 60名 |
| | ローカルSDGsとソーシャルイノベーションを踏まえた地域づくり | 同志社大学政策学部教授 中島 恵理氏 | 60名 |
| | 官民共創のまちづくり「なぜ今、官民共創か」 | (株)ソーシャル・エックス 代表取締役 伊藤 大貴氏 | 60名 |
| 令和6年度 | 対話と合意形成 | 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授 高田 知紀氏 | 約300名 |

【検証3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(3) 効果的で効率的であること

② 市民参画条例の手續の周知・浸透（令和5年度～）

別紙参照

市民参画条例の手續面の留意事項や工夫すべきポイント等の理解を深めることができるよう、庁内通信紙の「サンカク」を定期的に発行し、全職員へ制度の周知・浸透を図っています。

| 号数 | 発行日 | 掲載内容 |
|----|------------|-------------------------|
| 1 | 令和5年7月25日 | 市民参画手續の基本的な考え方／実施原則 等 |
| 2 | 令和5年12月14日 | 意見公募手續の実施原則／実施状況／事例紹介 等 |
| 3 | 令和6年7月30日 | 審議会手續の要点／事例紹介 等 |
| 4 | 令和7年3月頃予定 | その他手續の要点／質疑応答 等 |

③ 複数手法による市民参画手續の推進 【一例】

| 政策の内容 | 実施した市民参画手法 |
|-------------------------|--|
| 明石市緑の基本計画の改定 | <ul style="list-style-type: none">● 審議会手續（緑の基本計画改定検討委員会）● ワークショップ手續（みんなで明石の緑を考える） |
| 明石市新ごみ処理施設の整備 | <ul style="list-style-type: none">● 審議会手續（明石市環境審議会）● その他手續（地元自治会への説明会）● 意見公募手續● ワークショップ手續（新しいクリーンセンターの施設についてみんなで話し合おう） |
| 大久保駅周辺市有地の利活用に向けた取組について | <ul style="list-style-type: none">● ワークショップ手續（「おおくぼのまち」をみんなで考えよう）2回● WEBアンケートの実施 2回 回答者数：第1回 803名／第2回 397名 →大久保地域の小中学校にも協力を呼びかけ <p>今後も引き続き、市民参画手續を実施しながら取組を進めていきます。</p> |

【ワークショップ手續（「おおくぼのまち」をみんなで考えよう）の事例】



▲大久保地域をより魅力あるまちにするため、どんなエリアになれば良いか、どんな機能があれば良いかを話し合いました。



▲駅の北側に住む人も、南側に住む人も、大久保の住民にとって住みやすいまちの姿を考えました。

(3) 制度の効果的・効率的な運用に努めています。

【検証3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(4) 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

毎年、市の市民参画手続の運用状況を取りまとめ公表するとともに、明石市市民参画推進会議による客観的評価を行っています。

明石市市民参画推進会議

条例第20条の規定に基づき設置する審議会で、条例の運用状況や社会情勢の変化に伴う市民参画のあり方等の検討を行います。

【会議の役割】（条例第20条）

(1) 市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、その結果を答申

- ① 条例や規則の改正・廃止に関する事項
- ② 条例の運用の状況及びその評価に関する事項
- ③ その他市民参画の推進に必要な事項

(2) 市民参画手続の運用全般に関する事項について、市長等に意見を述べること

<令和6年7月までの開催実績>

| 年度 | 議題 | 特記事項 |
|---------------------|--|---|
| 平成23年度 (1回開催) | ・明石市市民参画条例の概要 ・条例の運用状況の評価方法 | 諮問・答申は無し。 |
| 平成24年度 (2回開催) | ・条例の運用状況の評価方法 ・平成23年度運用状況の評価 | 諮問・答申は無し。 |
| 平成25年度 (2回開催) | ・市民参画手続の実施に関する判断基準の策定 ・平成24年度運用状況の評価 | 【諮問①】運用状況の評価 【諮問②】市民参画手続の実施に関する判断基準の策定 |
| 平成27/28年度 (3回開催) | ・市民参画手続の実施状況の評価・検証 ・条例の運用課題等について | 【諮問】今後の条例の運用や市民参画のあり方について |
| 令和4年度 (6回開催) | ・条例の内容や運用状況の検証 ・市民参画手続の実施状況の評価・検証 | 【諮問①】運用状況の評価 【諮問②】条例第12条第1項（審議会等の委員の選任等について）の規定に係る条例改正について |
| 令和6年度 (1回開催) | ・政策提案に係る政策案の市民参画条例第6条第2項に規定する対象事項への該当性について ・答申に対する取組み状況について | 【諮問】政策提案に係る再検討の求めについて |

【検証3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(4) 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

<市民参画推進会議の開催（一定のブランクが生じたこと）について>

市民参画推進会議に対する毎年の市民参画手続の実施状況に関する諮問については、形式的なチェックを行うことによる形骸化を避けるため、また、庁内の参画手続についての実施状況を、毎年取りまとめて市のホームページに公開していることを踏まえ、平成30年度よりいったんは休止していました。

なお、令和6年8月27日に新たに委員を委嘱し、今後は市民参画推進会議を定期的に開催してまいります。

❖ 令和6年度の状況

| 回 | | 議題 |
|-------|--------------|---------------------------|
| 1月14日 | ・第1回市民参画推進会議 | ・令和4・5年度の市民参画手続の運用状況の公表 等 |

❖ 明石市市民参画推進会議の委員構成 計9名

| 氏名 | 所属等 |
|--------|-------------------------------------|
| 田端 和彦 | 兵庫大学 教授 前・市民参画推進会議 会長 |
| 弘本 由香里 | 大阪ガスネットワーク株式会社 エネルギー・文化研究所 特任研究員 |
| 金井 新太郎 | 市連合まちづくり協議会 副会長 |
| 久保 美和 | 特定非営利活動法人多文化センター まんまるあかし 理事長 |
| 森島 ちさと | 市インクルーシブアドバイザー |
| 高馬 秀章 | 公募市民（社会人） |
| 吉崎 恭子 | 公募市民（SDGsパートナーズ） |
| 松井 瞭汰 | 公募市民（現役大学生） |
| 西岡 ゆき | 公募市民（現役大学生） |

◆ 多種多様な委員が
対等な立場で参加

(4) 制度の計画的な実施・実施結果の評価に努めています。